

中川事務所新聞

第179号
発行所
中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【軽減税率対策補助金が変わりました】

軽減税率に対応したレジを導入するための当補助金は、本年9/30までに設置・支払完了が補助の条件でしたが、この度の変更で9/30までに契約が完了していれば設置・支払はその後でもよいことになりました。

レジの注文が殺到し、納入業者が受注を制限していることに対応したものです。なお、最終〆切は12/16です。



【消費税改正への準備はできていますか？】

来月10月からいよいよ消費税が上がります。

事務的には請求書発行ソフトや会計ソフトの税率変更が重要ポイントです。待たなしの時期に来ているので、万全の態勢で10/1を迎えましょう。

【ご自分のPayは準備できていますか？】

これまで何度もお伝えしてきたポイント還元事業への登録も9/6が実質的な期限となります。国の負担で自社の顧客にポイントを発行できるので、やらない手はありません。

さて、個人の立場では自分のスマホにPayのアプリは入って

いますか？使い慣れていない人は一度はどこかの店で練習しておきましょう。なお、今ならアプリを導入するだけでキャッシュバックやポイント加算等があるのでお得ですよ。

【9月の事務予定】

- 9月決算法人期末実地棚卸
- 5月決算建設業決算変更届
- 7月決算法人確定申告&納税
- 1月決算法人中間申告&納税
- 彼岸
- 3連休が2回



知ってお得！？法律雑学

Q：「あおり運転」を誘発しないための対策

A：世間を大いに騒がせている「あおり運転」のターゲットにならないためには、自らの運転にも注意を向ける必要があります。

- 高速道路の右側車線

右側車線は追い越しのためだけの車線なので、追い越しが終わったら速やかに左側車線に戻る。2km以上走り

続けると取締りの対象になっているようです。あおり運転の多くは先行者がノロノロ走って道を譲らないことから始まっています。

ちなみに、後続車が接近してきた場合、法定速度以下で走っている先行車は道を譲らなければなりません(道路交通法27条)。

- 安全運転義務違反

「後ろの車に気付かなかっ

た」「煽られている理由が分からない」などというのは、道路交通法70条に違反している可能性があり、「自分は間違っていない」などと主張できない場合もあります。



経営談義

【値引きvsキャッシュバック、どちらが有効？】

プロスペクト理論というものをご存じでしょうか？簡単に言うと、「メリットよりもデメリットの方がダメージが大きい」ということで、例えば、宝くじが当たったという連絡をもらって大喜びしていたら、そのすぐ後であれば間違いでしたと言われると、損した気分になる状態です（実際には金銭的には最初から何も変わっていない）。

この理論を消費の現場に応



用すると、今仮に300万円で新車を買ったとします。このとき購入者は、300万円支払ったという（金銭的）デメリットを、新車を買ったというメリットで帳尻を合わせます。この時点で損得はゼロになりますが、ここで30万円のキャッシュバックがあると、追加のメリットが生じてメリットの方が多くなります。

一方、この30万円を最初から値引きという形で提供すると、270万円支払ったというデメリットと新車を買ったというメリットが相殺されて損得ゼロのままです。

さらに、最初の支払いをローンなど現金以外で行った場合は、「キャッシュ」バックの効果はさらに上がります。

なお、プロスペクト理論で

は、メリット・デメリットともにその効果は逓減します。つまり、0円から100円への効果と100円から200円への効果では、同じ100円の効果でも前者の方が大きく、やがてその効果はゼロに近くなります。つまり、キャッシュバック戦略もその効果には限界があるので、その限界ラインを見極めることが重要です。

いずれにしても、値引きvsキャッシュバックではキャッシュバックが圧勝ということになります。



ホームページ用の写真の代わりに娘に色鉛筆で顔を描いてもらいました。しほちゃんこれをプロフィール写真代わりに使います。

10年ぶりに家島中学校時代の同窓会がありました。学年全体の3分の1以上が出席する大盛況でした。離島の学校というのは新卒の若い先生が赴任してくることが多かったので、同窓会で再会した当時の先生方もも今となつては年齢が非常に近く感じます。できるだけ人数が減ることもなくまたいつか再会したいものです。

あひだり

経営革新等認定支援機関

(株)アシスト・中川事務所

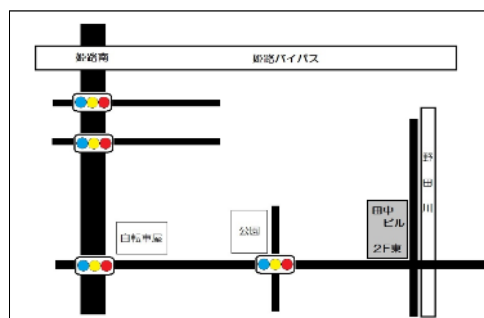


【経営理念】

統合参謀として企業・社会の発展に寄与すること

【業務案内】

中小企業向け経営支援
事業再生コンサルタント
財務コンサルタント



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

079-228-5970

FAX 079-243-1233

